

## 総合審議会・諮問について

平成 26 年 8 月 8 日  
全国農業協同組合中央会

### 【諮問事項の検討の基本的な進め方】

JAグループでは、「農協改革」に関する与党とりまとめや規制改革実施計画等をふまえ、次期通常国会等に向けて、自己改革に関する検討を行う。

検討に当たっては、全中会長の諮問会議である「総合審議会（議長：秋田県中央会 木村一男会長）」を設置するとともに、外部の有識者会議（座長：中央大学大学院 杉浦教授）を設置し、経済界や担い手等の意見を取り込んだ自己改革の検討を進める。

総合審議会では、本日より、諮問事項（次ページ以降参照）について検討を開始する。

総合審議会では、当面、早急に検討することが求められる法改正等に関わる事項を中心に検討をすすめる。その後、法案提出以降にその内容にもとづき、具体策の検討をすすめ、来年秋の第27回JA全国大会議案等に反映する。

## 【諮問事項の内容】

### 1. 農業生産の拡大、農業者の所得増大、地域の活性化に向けた JA の事業・組織のあり方について

JA グループは、第 26 回 JA 全国大会決議において、JA を「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」と位置づけ、農業者の協同組合として営農とくらしを支え、地域住民と共存し、総合事業により役割を発揮していくこととしており、政府・与党の考え方をふまえ、JA グループの自己改革の内容を整理する必要がある。

については、以下の事項について検討を行い、内容を明らかにする。

#### (1) 総合力の発揮による JA 営農経済事業の強化について

- ① 農業者の所得増大を実現する販売・購買事業戦略について
- ② 担い手の確保・育成など生産基盤の強化と JA 総合事業による支援について
- ③ 総合力の発揮と営農経済事業を強化する観点からの運営目的、ガバナンス等について
- ④ 総合事業を前提に、営農経済事業強化の観点から、さらなる JA 合併等や JA 間連携の強化などの必要性や課題への対応について

#### (2) 将来目指すべき協同組合としての JA のあり方について

- ① 「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、農業生産の拡大、農業者の所得増大、地域の活性化、農業・農村の多面的機能発揮への役割と組織形態のあり方について
- ② 目指すべき協同組合をふまえた組合員制度のあり方について

#### (3) JA を支援・補完する連合会の事業・組織形態について

- ① JA の営農経済事業を支援・補完する経済連・全農の事業戦略について
- ② 経済連・全農の共同経済行為と組織形態について
- ③ 信連・農林中金の担い手支援のための金融機能発揮等について
- ④ 信用事業の譲渡を選択する場合の代理店方式のあり方等について
- ⑤ 共済連における JA 共済事業の事務負担軽減策等について

※ (2)については、基本的課題として位置付け、来年度以降も引き続き検討する。

※ (3)については、各連合会における検討をふまえて取りまとめる。

## 2. 農協法上の中央会制度の新農政の実現に向けた新たな制度のあり方について

現在、県1JA 合併も含め県域レベルの組織再編を構想している県域が複数あり、今後もJA間の格差拡大が想定され、JAの抱える課題はいつそう個別化・高度化していくものと考えられる。新たな制度において、こうしたJAの課題にあわせた現場主義とこれまで以上に高度な水準での機能発揮が必要となっている。

また、JAの将来像を見据えた中で、新農政の実現に向け、JAグループ全体の結集力の発揮やJA経営の健全性の確保など、JA・連合会が実施できない役割・機能を担う新たな制度のあり方について、現在の中央会の事業・機能を検証し、整理する必要がある。

については、以下の事項について検討を行い、内容を明らかにする。

### (1) 新農政の実現に向けたJAの自立を前提として求められる機能について

- ①新農政の実現に向けたJAの積極的な経営を支援する機能について
- ②総合JAの経営健全性を確保する機能について
- ③JAグループの総合調整機能・代表機能について

### (2) 新たな制度の組織体制、法的位置づけ、財政について

- ①求められる機能のあり方の整理をふまえ、県1JAの増加傾向、県中体制の県間格差拡大をふまえた新たな制度における組織体制について
- ②新たな制度の機能、組織体制のあり方をふまえた法的位置付けについて
- ③新たな制度の機能、組織体制のあり方をふまえ、安定運営のための財政について